

2023年12月7日 全8頁

# iDeCo 改革の焦点、拠出限度額の見直し

iDeCo 加入者数 312 万人（2023 年 10 月末）、対象者拡大前の 10 倍に

政策調査部 研究員 佐川 あぐり

## [要約]

- 個人の自助努力による資産形成を後押しする制度として期待される iDeCo（個人型確定拠出年金）は、2017 年 1 月に加入対象者が大幅に拡大されて以降、会社員や公務員を中心に加入者数が増えている。2023 年 10 月末時点の加入者数は 312.0 万人と、対象者拡大前の 2016 年 12 月末の 30.6 万人から約 10 倍に増えた。
- しかし、国民全体で見れば iDeCo の利用者はまだ一部にとどまっている。より多くの人々が老後に向けて安定的な資産形成を実践し、資産所得を拡大させていくには、iDeCo の更なる制度改革が必要である。
- 岸田政権が掲げる「資産所得倍増プラン」では、iDeCo 改革が政策メニューの 1 つとされている。中でも注目したいのが iDeCo の拠出限度額の見直しであり、2024 年 12 月に企業年金加入者の iDeCo の拠出限度額が一部見直される。さらに、現在は働き方の違いで有利・不利が生じない公平で中立的な私的年金税制の構築が求められており、iDeCo を活用した共通の非課税枠の設定などの見直し案も検討されている。丁寧な議論を踏まえた、個人の資産所得の拡大につながる iDeCo 改革に期待したい。

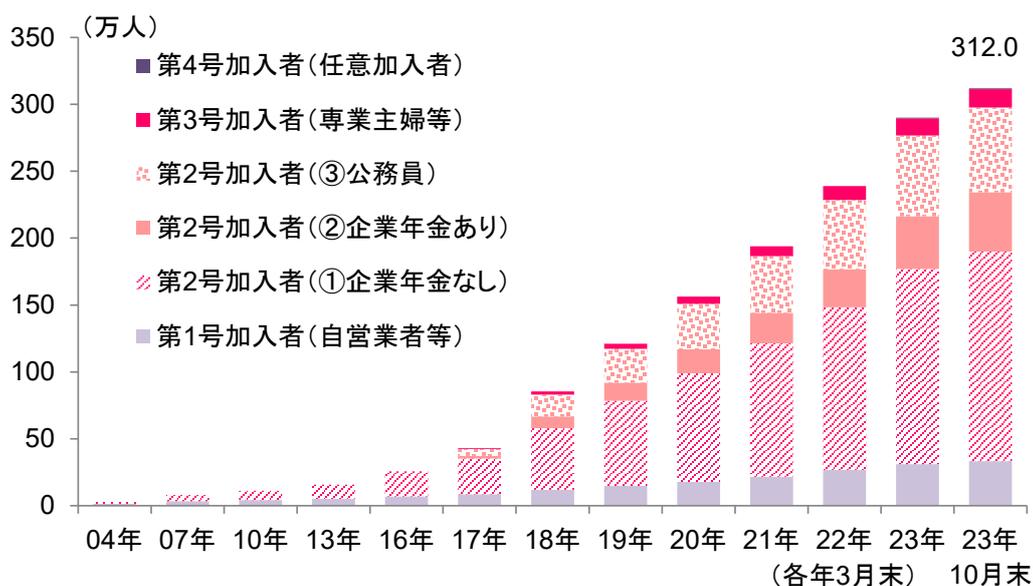
## 1、iDeCo の加入概況

### (1) 2023 年 10 月末時点で iDeCo 加入者数は 312 万人

2001 年に創設された確定拠出年金（DC）には、企業型 DC と個人型 DC があり、後者は 2016 年に「iDeCo（イデコ）」という愛称が付された。当初、個人型 DC の加入対象者は自営業者等や企業年金がない従業員に限定されていたが、2017 年 1 月に対象範囲が大幅に拡大されて以降は、加入者数が急増している。

iDeCo の加入者数は 2023 年 10 月末時点で 312.0 万人と、対象者拡大前の 2016 年 12 月末の 30.6 万人から約 10 倍になった（図表 1）。公的年金被保険者数全体（6,729 万人、2022 年 3 月末）に占める iDeCo の加入者数の割合（以下、加入率とする）は、4.6%（ $=312.0 \text{ 万人} \div 6,729 \text{ 万人}$ ）となった。

図表1 iDeCo（個人型DC）の加入者数推移



(出所) 国民年金基金連合会「国民年金基金連合会業務報告書(各年度版)」「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況(各月時点)」より大和総研作成

加入者数の内訳を見ると(図表2)、第2号加入者(会社員、公務員)が264.4万人と最も多く、加入率は5.8%であった。一方で、第1号加入者(自営業者等)や第3号加入者(専業主婦等)については、加入者数(加入率)が、それぞれ33.2万人(2.4%)、13.6万人(1.8%)と、第2号加入者と比べて低水準である。なお、2022年5月にiDeCoの加入可能年齢が60歳未満から65歳未満へ引き上げられたことを受け、新たに国民年金の任意加入者<sup>1</sup>がiDeCoに加入できるようになった。加入区分は第4号加入者となり、2023年10月末時点で加入者数(加入率)は0.7万人(3.8%)であった。

## (2) 会社員、公務員によるiDeCoの利用が広がる

第2号加入者の内訳(図表2参照)を見ると、2023年10月末時点で加入率が13.4%と最も高いのが「③公務員」である。公務員の年金については、2015年10月に共済年金が厚生年金に一元化され、共済年金の3階部分であった職域加算が廃止された。新たな3階部分として創設された「年金払い退職給付」の給付額はこれまでより少なくなると見込まれており、iDeCoを活用して自助努力で老後に備える動きが広がっていると思われる。

加入者数が最も多いのは、勤め先に企業年金がない会社員(「①企業年金なし」に該当)であり、156.8万人とiDeCo全体の約半数を占めている。おそらく、その中には中小企業の従業員が多いだろう。近年は、中小企業を中心に企業年金や退職一時金などの退職給付制度を廃止する企業が増えており、そうした企業に勤める従業員のiDeCoへの加入が広がっていると考えられ

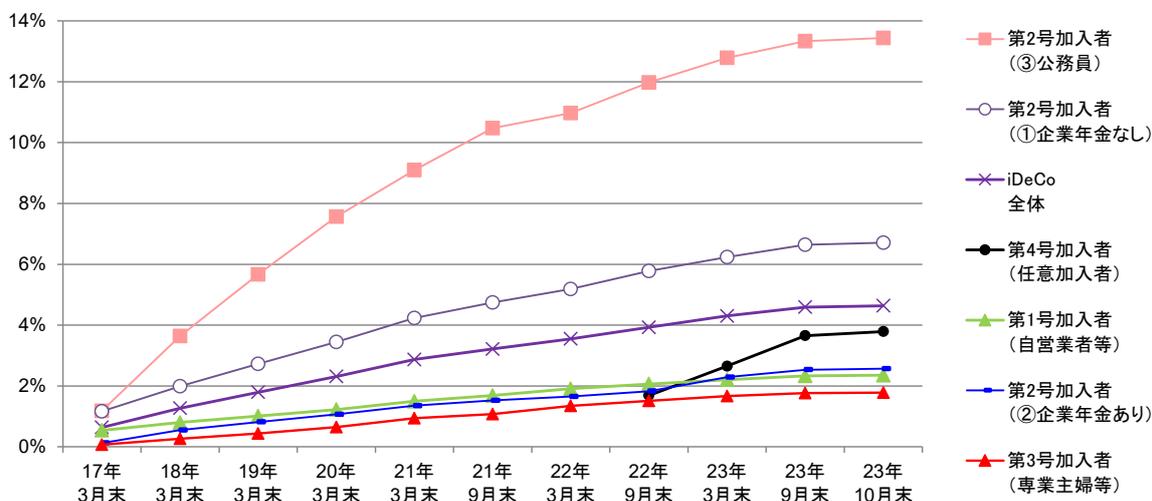
<sup>1</sup> 国民年金の加入年齢資格は20歳以上60歳未満だが、60歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合など、年金額の増額を希望するときは、60歳以降でも国民年金に任意加入することができる。(出所：[日本年金機構\(nenkin.go.jp\)](http://nenkin.go.jp))

るためだ。ただし、加入率の伸びは公務員と比べて緩やかである。公的年金を補完する企業年金の重要性が高まる中、それに代わる制度として iDeCo への期待は大きく、中小企業に勤める従業員の iDeCo への加入推進は、引き続き重要な課題である。

勤め先に企業年金のある会社員（「②企業年金あり」に該当）は、第2号加入者の中で加入者が最も少なく、かつ加入率が最も低い。既に勤め先に企業型 DC や確定給付企業年金（DB）などの企業年金制度があるため、積極的に iDeCo に加入しようという動きがあまり見られていないのかもしれない。だが、2022年10月に企業型 DC 加入者における iDeCo の加入要件が緩和されて以降、足元にかけては、この層の1か月当たり新規加入者数が増えている。企業型 DC 加入者であっても、さらに個人で掛金を追加拠出できる iDeCo を活用し老後に備えたいというニーズは少なくないようだ。

図表2 iDeCo の加入者数（2023年10月末時点）と加入率の推移

加入者の区分	第1号加入者	第2号加入者				第3号加入者	第4号加入者	合計
	自営業者等	① 企業年金なし	② 企業年金あり	③ 公務員	全体	専業主婦等	任意加入者	
A 加入者数【万人】	33.2	156.8	44.4	63.3	264.4	13.6	0.7	312.0
B iDeCo加入率【A/C】	2.4%	6.7%	2.6%	13.4%	5.8%	1.8%	3.8%	4.6%
C 加入対象者数【万人】	1,412	2,337 (注3)	1,728 (注2)	471	4,536	763	19	6,729 (注1)



(注1) 2022年3月末時点の公的年金被保険者数。各区分の加入対象者数は第1号が国民年金の第1号被保険者数、第2号の「全体」が第2号被保険者（厚生年金被保険者）数、第3号が国民年金の第3号被保険者数、第4号が国民年金の任意加入者数。

(注2) 2023年3月末時点。確定給付企業年金、厚生年金基金、企業型 DC の加入者数を単純に合計したものであり、複数の制度に重複して加入している場合を考慮していない。

(注3) 第2号加入対象者全体から「②企業年金あり」と「③公務員」を差し引いた人数。

(注4) 加入対象者数は、レポート執筆時点で入手可能な最新データから算出している。

(出所) 国民年金基金連合会「iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入等の概況（各月時点）」、厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業の概況」、信託協会・生命保険協会・全国共済農業協同組合連合会「企業年金（確定給付型）の受託概況」、運営管理機関連絡協議会・信託協会・生命保険協会「確定拠出年金（企業型）の統計概況」より大和総研作成

### (3) 自営業者等、専業主婦等より加入率の高い任意加入者

会社員や公務員と比べると、自営業者等や専業主婦等の iDeCo の利用は低水準である。自営業者等は、2017 年の加入対象者拡大前から個人型 DC に加入できたが、加入者数の伸びは小幅にとどまっており、足元の加入率は 2% 台に過ぎない（図表 2）。国民年金基金や小規模企業共済など、iDeCo 以外の制度を利用して資産形成を行っていることが考えられる。また、専業主婦等については、所得がない、もしくは、働いているとしても所得が少ないなど、iDeCo の掛金が所得控除されるという税制上のメリットを受けられない（受けにくい）ことなどが影響しているのではないかと。

一方で、2022 年 5 月から新たに iDeCo に加入できるようになった国民年金の任意加入者は、加入者数こそ少ないが、加入率は自営業者等や専業主婦等よりも高い。任意加入者の 9 割以上が 60～65 歳未満だが、高齢になっても拠出できるうちは拠出して老後に備えたいというニーズがあるということだろう。

## 2、今後の iDeCo 改革の注目点は「iDeCo の拠出限度額の見直し」

### (1) 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版

確認したように、iDeCo は 2017 年 1 月に対象者が拡大されて以降、会社員や公務員を中心に着実に利用者が増えている。老後の不安が強まる中、資産形成の重要性に対する人々の意識が高まったことに加え、これまで実施されてきた iDeCo の制度改正が奏功した面もあるだろう。近年では、2022 年 4 月に受給開始年齢の上限が 70 歳から 75 歳へ引き上げられ、同 5 月には加入可能年齢が 60 歳未満から 65 歳未満へ引き上げられた。また、同 10 月には企業型 DC 加入者の iDeCo の加入要件が緩和されている<sup>2</sup>。

だが、iDeCo の加入率が未だ全体の 1 割に満たない現状を見れば、これで十分とは言えないだろう。より多くの人々が老後に向けて資産形成を実践し、資産所得を拡大させていくには、さらに利用者の利便性を高める iDeCo 改革が必要である。岸田政権が掲げる「資産所得倍増プラン」では、iDeCo 制度の改革が政策メニューの 1 つとされている。2023 年 6 月 16 日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（以下、実行計画 2023）」では、その具体的な論点として、「iDeCo 制度の改革」の他に、「iDeCo の加入可能年齢の引上げ」と「iDeCo の拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げ」が挙げられている。

iDeCo の加入可能年齢については、実行計画 2023 の中で「働き方改革によって、高齢者の就業機会確保の企業の努力義務が 70 歳まで延びていること等を踏まえ、iDeCo の加入可能年齢を 70 歳に引き上げる。このため、来年の公的年金の財政検証に併せて、所要の法制上の措置を講じる。」と明記されている。

<sup>2</sup> 佐川あぐり（2022）「[対象者拡大から 5 年、iDeCo 普及の足跡](#)」（大和総研レポート、2022 年 6 月 13 日）

また、iDeCo の拠出限度額と受給開始年齢の上限の引上げについては、「三位一体の労働市場改革」を進める指針の 1 つである「成長分野への労働移動の円滑化」の論点にも挙げられている。iDeCo は、離転職時に資産を持ち運べるポータビリティを有する。労働者にとって、勤め先や働き方によらず退職後に向けた資産形成を継続できる利点があり、円滑な労働移動を進める上で有効であろう。

実行計画 2023 では、「(前略)、転職時に年金資産を持ち運びできる iDeCo (個人型確定拠出年金) について、拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げについて、来年の公的年金の財政検証に併せて結論を得る。」と明記されている。今後は、「成長分野への労働移動の円滑化」のもう一つの論点である退職所得課税制度等の見直しとともに、中長期的な視点での検討、見直しが進められることになろう。そこで、以下では、今後、iDeCo 改革の焦点となる拠出限度額の見直しについて、すでに 2024 年 12 月に予定されている見直しの内容を確認し、今後の方向性を考察する。

## (2) 2024 年 12 月に実施される iDeCo の拠出限度額の見直し

図表 3 に示すように、iDeCo の拠出限度額 (月額、以下同じ) は、加入者の区分によって異なる。第 1 号、第 4 号加入者は 6.8 万円 (国民年金基金の掛金との合計)、第 2 号加入者は各区分で異なり、「①企業年金なし」が 2.3 万円、「②企業年金あり」は勤め先の企業年金の制度によりさらに分かれ、「(ア) 企業型 DC のみ」が 2.0 万円、「(イ) 企業型 DC と DB 併用」「(ウ) DB のみ」が 1.2 万円、「③公務員」は 1.2 万円、第 3 号加入者は 2.3 万円である。

2024 年 12 月に見直されるのは、第 2 号加入者のうち「②企業年金あり」の (イ) (ウ) の限度額 1.2 万円であり、(ア) と同じ 2.0 万円へ引き上げられる<sup>3</sup> (図表 3 の赤枠)。これは、企業年金加入者間の DC (企業型 DC・iDeCo) の限度額を公平にする目的で行われるものである。

現行、DB 併用時の企業型 DC の限度額は、企業型 DC のみの場合の限度額 (5.5 万円) の半分と定められてきた。DB 加入者 1 人当たりの平均的な掛金額が一律 2.75 万円と評価されていたためである。だが、実際の DB の掛金額はそれよりも低く、多くの人々がその分の拠出枠を使えていないという問題があった。そこで、企業型 DC 加入者が加入する DB の掛金額を企業型 DC と比較可能な形で算定し、その算定額を 5.5 万円 (企業型 DC のみの場合) から控除することで、企業型 DC の限度額を定めることとした (DB に加入していない場合は、DB 掛金額は 0 円となるため、企業型 DC の限度額が 5.5 万円)。企業年金加入者間の企業型 DC の拠出限度額が見直されたことに伴い、DB に加入する会社員の iDeCo の限度額も見直されたのである。

iDeCo 加入者の掛金の拠出状況を見ると (図表 3)、「②企業年金あり」は、「1.0~1.4 万円」に属する加入者が 76%と最も多い。これは、(イ) (ウ) に区分される加入者の多くが上限近くまで拠出していると考えられる。また、「③公務員」は「1.0~1.4 万円 (限度額は 1.2 万円)」に属する加入者が 88%と、上限近くまで拠出する層が大半を占めている。これら区分ではす

<sup>3</sup> この他、③公務員の限度額も現行の 1.2 万円から 2.0 万円に引き上げられる予定である。

に上限額近くまで拠出している層が多く、さらに上乘せして拠出したいニーズは高いだろう。

2024年12月に実施される見直しにより、企業年金加入者間の公平性は高められると言えるが、まだ課題は残る。企業型DC、DBの事業主掛金が3.5万円より少ない加入者の場合、企業型DCとiDeCoを合わせた非課税枠5.5万円を使い切れないケースが存在する(図表4)。企業年金の多くは賃金カーブに応じた掛金設計となっているため、特に賃金の低い若年期は中高年期と比して事業主拠出額が少なくなり、拠出枠を余らせてしまうケースが多い。同じ企業で働き続け、中高年期には賃金の増加に伴い事業主拠出額も増えていけば良いが、転職等で賃金がそれほど増えず、事業主拠出額が少ないままとなれば、退職後資産は十分に形成されない恐れがある。

また、企業年金がない加入者の限度額は2.3万円のままである。この2.3万円については、企業年金を実施している企業の事業主掛金と加入者掛金の実態の大半をカバーする水準を勘案して設定されたものと説明されている。そうだとすれば、企業年金の有無によらず会社員間の公平性を図る観点からの議論も必要であろう。

図表3 加入者の区分別の拠出限度額と掛金額の状況(2023年10月末時点)

加入者の区分	第1号加入者	第2号加入者			第3号加入者	第4号加入者	
	自営業者等	① 企業年金なし	② 企業年金あり		③ 公務員	専業主婦等 任意加入者	
		(ア)企業 型DC	(イ)企業 型DC +DB	(ウ)DB			
拠出限度額 (月額)	6.8万円	2.3万円	2.0万円	1.2万円	1.2万円	2.3万円	6.8万円
掛金額別の 加入者数(人)	(注1)5~9千円	72,075 22%	269,045 18%	64,837 15%	73,018 12%	37,284 28%	401 6%
	1.0~1.4万円	65,118 20%	306,903 20%	331,450 76%	532,909 88%	25,450 19%	472 7%
	1.5~1.9万円	10,231 3%	57,114 4%	2,727 1%		3,726 3%	92 1%
	2.0~2.4万円	47,224 15%	902,401 59%	36,693 8%		66,187 50%	844 12%
	2.5~2.9万円	4,642 1%					113 2%
	3.0~3.4万円	24,847 8%					447 6%
	3.5~3.9万円	3,077 1%					81 1%
	4.0~4.4万円	6,456 2%					163 2%
	4.5~4.9万円	1,880 1%					67 1%
	5.0~5.4万円	16,635 5%					517 7%
	5.5~5.9万円	1,308 0%					19 0%
6.0~6.4万円	4,110 1%					180 3%	
6.5~6.8万円	67,079 21%					3,628 52%	
計	324,682 100%	1,535,463 100%	435,707 100%	605,927 100%	132,647 100%	7,024 100%	

【平均(単位:円)】 【2023年10月末】

第1号	28,323
第2号	
①企業年金なし	16,806
②企業年金あり	11,444
③公務員	11,007
第3号	15,083
第4号	48,084

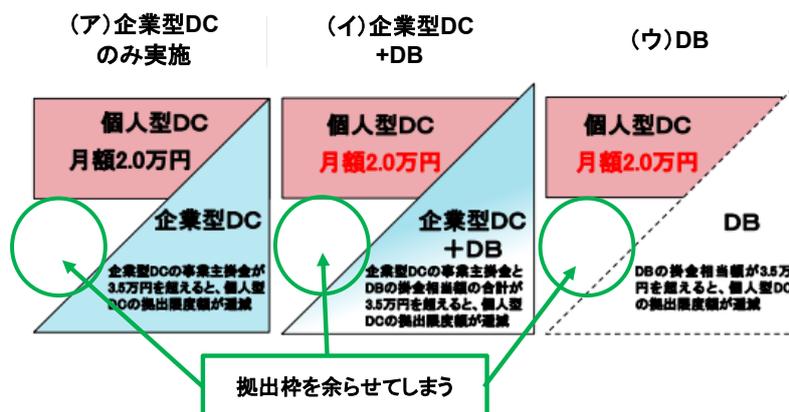
(注1) 本表の出所である国民年金基金連合会の公表資料では「10,000円未満」と表記されているが、iDeCoへの拠出はあくまでも月額5千円以上というルールに従い、本レポートでは「5~9千円」と表記した。

(注2) DBは、厚生年金基金、確定給付企業年金、私学共済等の確定給付型年金の制度。

(注3) 年単位拠出をする加入者もいるため、各区分の加入者数合計は図表2の数値と異なる。

(出所) 国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況(2023年10月)」より大和総研作成

図表4 2024年12月以降の「②企業年金あり」の拠出限度額のイメージ



(出所) 第16回社会保障審議会企業年金・個人年金部会 資料2「DCの拠出限度額について」(2020年10月14日)から引用した図をもとに、大和総研加筆

### (3) 今後の見直しの方向性「穴埋め型/共通の非課税拠出枠」

一方で、iDeCoの拠出限度額の見直しについては、社会保障審議会企業年金・個人年金部会の場だけでなく、政府の税制調査会においても、老後の生活等に備える資産形成を支援する公平な税制のあり方という観点から検討、議論が進められてきた<sup>4</sup>。背景には、人生100年時代において働き方やライフコースが多様化する中、働き方の違いで有利・不利が生じない、公平で中立的な私的年金制度の構築が求められていることがある。

現行、企業年金や退職金、iDeCo等の私的年金については、働き方や勤め先によって税制や非課税拠出枠に違いがある。例えば、企業型DCにおける拠出額(事業主と個人の合計)には月額5.5万円という上限があるが、DBでは拠出額に制約がない(企業が独自で設計できる)。また、図表3で確認したように、iDeCoの拠出限度額は働き方や勤め先の企業年金制度の有無等により異なる。そして、そもそも退職金や企業年金は基本的に正社員を対象としており、非正規労働者は対象となっていない点も、大きな違いである。

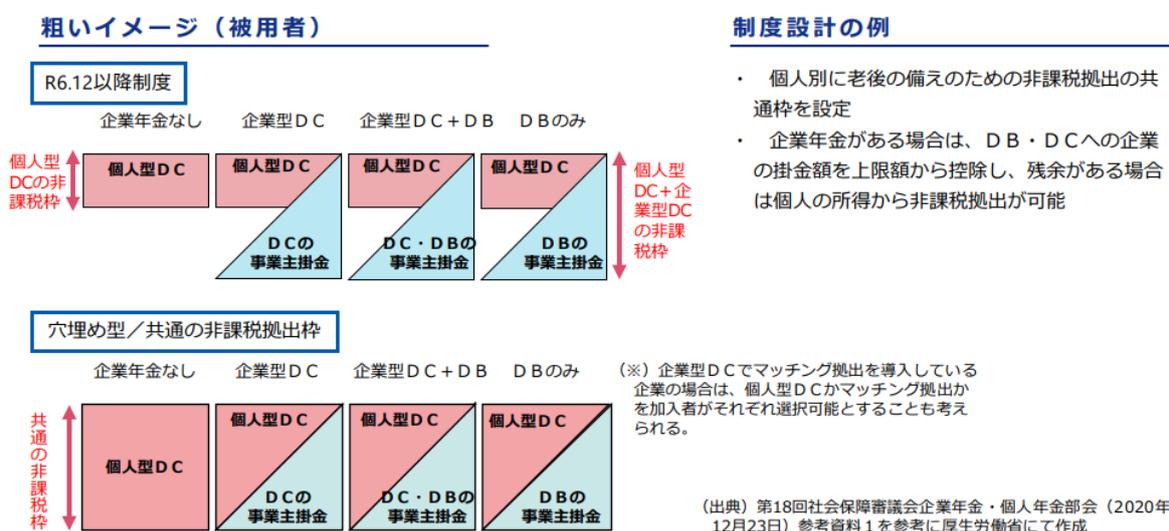
この点、諸外国に目を向けると、英国やカナダでは、各種私的年金に共通の非課税拠出限度額を設け、働き方の違いで有利・不利が生じない中立的な仕組みを導入している。それを参考に、我が国で提案されているのが、iDeCoを活用した「穴埋め型/共通の非課税拠出枠」である(図表5)。具体的には、個々人に共通の非課税枠を設け、そこから企業年金の事業主掛金額を控除した残りの枠についてはiDeCoによる拠出を可能とする設計が考えられている。この仕組みは、図表4に示した非課税拠出枠を余らせてしまう課題や、企業年金がない加入者の追加拠出のニーズに対応できる方法でもあり、個人の自助努力の後押しともなろう。

<sup>4</sup> 政府税制調査会が令和元年9月に取りまとめた答申(「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」)では、英国やカナダなど諸外国における企業年金・個人年金の非課税拠出限度額の事例を挙げ、我が国でも検討する必要があるとの見解が示された。令和5年6月答申(「わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方—」)においても、引き続き検討課題とされている。

また、公的年金の財政状況が一段と厳しさを増す中、それを補完する私的年金の普及拡大は大きな政策課題だが、近年では、企業年金制度の普及から iDeCo 拡充へ、改革の軸足がシフトしている。つまり、これからの私的年金改革は、iDeCo で老後に備えるスタイルの確立が目指されている。「穴埋め型/共通の非課税拠出枠」という仕組みは、iDeCo を利用できる環境整備という面からも重要である。

もともと、雇用慣行等や公的年金制度が各国で異なる点、既存の企業年金制度等の関係性の保持、また、拠出段階だけでなく、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な税負担のあり方など、検討すべき論点は多く、これまでは引き続きの検討課題とされてきた。だが、次期年金制度改革を控え、今後は、いつ、どのように見直していくのか、その方向性をより具体的に示す必要がある。

図表 5 「穴埋め型/共通の非課税拠出枠」のイメージ



(出所) 第26回社会保障審議会企業年金・個人年金部会 資料1「視点1.働き方・ライフコースに対応し公平で中立的な私的年金制度の構築について」（2023年9月8日）より抜粋